

特定生産緑地の解除（武藏野市）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地の面積		備考	図面 番号
			既に指定され ている区域	解除する区域		
67-2	境五丁目地内	67	1293 m ²	463 m ²	精査による増354 m ² (67-1部分を含む)	1
73-1	桜堤三丁目地内	73	709 m ²	709 m ²		2

「区域は解除図表示のとおり」